

改正後

改正前

〔電磁的方法による決議に係る構成員の承諾〕

第二十二條の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項の規

定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用い

る電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

〔新設〕

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又

は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百

六十條の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該

申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十二條の二の二 〔同上〕

第二十二條の二の三 〔略〕

第二十二條の二の二 申請書様式（第二十二條の二の二関係）

〔略〕

〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。